



通商産業省

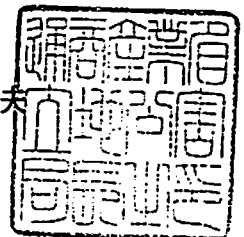
3 基局第 6 5 2 号

平成 3 年 1 2 月 2 4 日

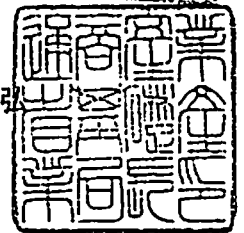
(社) 日本鉄鋼連盟会長

齋藤 裕 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省基礎産業局長 坂本 吉弘



高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者の
スラグの利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める
省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第 1 2 0 回国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）が制定され、高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者のスラグの利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 5 6 号。以下「判断基準」という。）がその他の関係政省令とともに平成 3 年 1 0 月 2 5 日に施行され、高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に係るスラグが指定副産物として指定されたところである。



通商産業省

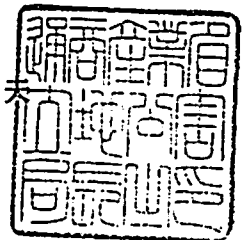
3 基局第 6 5 2 号

平成 3 年 1 2 月 2 4 日

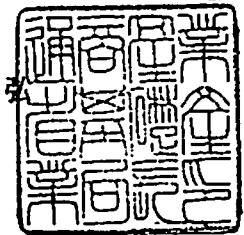
普通鋼電炉工業会会長

神谷 春樹 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省基礎産業局長 坂本 吉弘



高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者の
スラグの利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める
省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第 1 2 0 回国会において再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）が制定され、高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者のスラグの利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 5 6 号。以下「判断基準」という。）がその他の関係政省令とともに平成 3 年 1 0 月 2 5 日に施行され、高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に係るスラグが指定副産物として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体会下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. スラグの定義

法第2条第5項における再生資源の有効な利用の促進を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第4条により指定されている高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に係る「スラグ」（以下「鉄鋼スラグ」という。）とは、高炉による製鉄業の高炉による製鉄工程並びに転炉及び電気炉による製鋼工程又は製鋼・製鋼圧延業の転炉及び電気炉による製鋼工程から副産物として発生する溶融スラグを急冷又は徐冷したものをいう。

2. 高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業者の範囲

(1) 政令第4条の規定に基づく高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業者の範囲

法第2条第5項の規定に基づく指定副産物に係る業種として政令第4条の規定で定める「高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業」とは、日本標準産業分類（行政管理庁編）の小分類に掲げる「高炉による製鉄業」（261）及び「製鋼・製鋼圧延業」（263）をいう。

高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者は、すべて鉄鋼スラグに係る第三種指定事業者として判断基準の規定に従い、鉄鋼スラグの利用の促進に努めるものとする。

(2) 政令第9条に定める要件に該当する第三種指定事業者の範囲（勧告等の対象）

法第20条の規定に基づき、主務大臣は、第三種指定事業者に対し、必要に応じて勧告等の措置をとることができるものとされている。その際、当該勧告等の対象となる第三種指定事業者の範囲は、政令第9条において高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者のうち「年間の粗鋼又は鉄鉄の生産量が三千トン以上であること。」と規定されている。

なお、ここにおいて、粗鋼又は鉄鉄の生産量を特定すべき「年間」は、直前の事業年度とし、「生産量」は、生産の能力ではなく、生産の実績とする。

3. 判断基準第1条の「用途に応じて定めた仕様」について

鉄鋼スラグは、判断基準別表第1の下欄に掲げたとおり、用途が多岐にわたることから、判断基準第1条の第1号から第3号までのJIS規格によるほか、鉄鋼スラグの利用の促進を図るため、それぞれの用途に応じて、事業者と鉄鋼スラグを利用する者とが協議して定めた仕様に基づいて加工するよう規定したものである。

4. 判断基準第3条の「自ら鉄鋼スラグの利用のための加工を行い得ない場合」及び「当該加工を行い得る者」について

判断基準第2条の規定によって、事業者は鉄鋼スラグの利用の促進のために必要な設備を整備することとなっている。しかしながら現実には、立地条件の制約等により、自ら鉄鋼スラグの利用のための加工を行うことができない場合もあると考えられる。このような場合にあっては、①専門の加工業者等に売却すること、②鉄鋼スラグの加工処理を行う子会社等に敷地内で鉄鋼スラグの加工を行うよう委託することなど、鉄鋼スラグの利用のために必要な設備及び能力を有する者に売却又は加工の委託をするよう規定したものである。

5. 鉄鋼スラグ利用促進計画の作成及びその実施の状況に係る記録

(1) 様式

判断基準第5条第1項に規定する鉄鋼スラグ利用促進計画については、様式第1により作成することとし、また、同条第3項に規定する鉄鋼スラグ利用促進計画の実施状況については、様式第2により記録を行うものとする。

(2) 鉄鋼スラグ利用促進計画の作成時期及びその実施状況の記録の時期等

高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者は、法の施行日（平成3年10月25日）後に開始する事業年度ごとに、当該事業年度が終了した後速やかに当該事業年度に係る鉄鋼スラグ利用促進計画の実施状況について記録を行うものとする。

なお、第三種指定事業者は、法の施行日から次の事業年度の開始の日までの間についても、判断基準第1条から第4条まで及び第6条の規定に基づく義務を負う。

(3) 保存期間

鉄鋼スラグ利用促進計画及びその実施状況に係る記録は、当該事業年度ごとに作成するものとする。また、鉄鋼スラグ利用促進計画及びその実施状況に係る記

録は、当該事業年度終了後少なくとも5年間事業者ごとに保存するものとする。

(4) 鉄鋼スラグ利用促進計画等の報告

鉄鋼スラグ利用促進計画及びその実施状況に係る記録については、本法の適確な運用を図るため、必要に応じ求めにより報告しなければならない。

様式第1 (高炉による製鉄業用)

鉄鋼スラグ利用促進計画書

平成 年 月 日作成 対象期間 年度(年 月 ~ 年 月)

会社名 _____

代表者名 _____

作成者所属及び氏名 _____

電話 _____

1. 鉄鋼スラグの発生予定数量

単位：トン

種別	事業所名					全社
高炉スラグ	水砕					
	徐冷					
製鋼スラグ	転炉					
	電気炉					
合計						

○計画の前提となる事項

生産計画	事業所名					全社
鉄鉄生産計画 (原単位Kg/t)		()	()	()	()	()
粗鋼生産計画 (原単位Kg/t)		()	()	()	()	()
うち転炉 (原単位Kg/t)		()	()	()	()	()
うち電気炉 (原単位Kg/t)		()	()	()	()	()

2. 鉄鋼スラグの販売予定数量その他の販売に関する事項

鉄鋼スラグの販売予定数量

(1)高炉スラグ(水砕スラグ)

単位：トン

項目	事業所名					全社
前年度繰越量						
販売予定量 ①						
自社内利用量②						
①+②						
埋立処分量						
次年度繰越量						

(2)高炉スラグ(徐冷スラグ)

単位：トン

項目	事業所名					全社
前年度繰越量						
販売予定量 ①						
自社内利用量②						
①+②						
埋立処分量						
次年度繰越量						

(3) 転炉スラグ

単位：トン

項目 \ 事業所名					合計
前年度繰越量					
販売予定量 ①					
自社内利用量②					
①+②					
埋立処分量					
次年度繰越量					

(4) 電気炉スラグ

単位：トン

項目 \ 事業所名					合計
前年度繰越量					
販売予定量 ①					
自社内利用量②					
①+②					
埋立処分量					
次年度繰越量					

(1)~(4) 合計

単位：トン

項目 \ 事業所名					合計
前年度繰越量					
販売予定量 ①					
自社内利用量②					
①+②					
埋立処分量					
次年度繰越量					

その他の販売に関する事項

3. 鉄鋼スラグの利用の促進のために必要な設備の整備に関する事項

設備の新增設又は廃棄計画

事業所名	設備名	用途及び能力t/時	新設又は廃棄の別	予定年月

4. 鉄鋼スラグの利用の促進に必要な技術の向上に関する事項

本年度の技術開発テーマ

○名称

○技術の内容及び期待される効果

○開発期間

○実施主体（事業所名等）及び提携先の名称等

5. 前各号に掲げるもののほか、鉄鋼スラグの利用の促進に関する事項

様式第2 (高炉による製鉄業用)

鉄鋼スラグ利用促進計画の実施状況

平成 年 月 日作成 対象期間 年度(年 月~ 年 月)
 会社名 _____

代表者名 _____ 作成者所属及び氏名 _____ 電話 _____

1. 鉄鋼スラグの発生量

単位：トン

種類	事業所名					全社合計
高炉スラグ	水砕					
	徐冷					
製鋼スラグ	転炉					
	電気炉					
合計						

2. 鉄鋼スラグの販売量その他の販売に関する事項

(1)-1 高炉スラグ(水砕スラグ)の利用状況等

単位：トン

項目	事業所名					全社合計
前年度繰越量(a)						
発生量(b)						
販売量(c)						
自社内利用量(d)						
埋立処分量						
利用率*						
過欠補正分(e)						
次年度繰越量(f)						

*利用率 = (c) + (d) / (a) + (b) + (e) - (f)

(1)-2 高炉スラグ(水砕スラグ)の用途別販売量

単位：トン

用途	事業所名					全社合計
合計						

(2)-1 高炉スラグ(徐冷スラグ)の利用状況等

単位：トン

項目	事業所名					全社合計
前年度繰越量(a)						
発生量(b)						
販売量(c)						
自社内利用量(d)						
埋立処分量						
過欠補正分(e)						
次年度繰越量(f)						

*利用率 = (c) + (d) / (a) + (b) + (e) - (f)

(2)-2 高炉スラグ（徐冷スラグ）の用途別販売量

単位：トン

用途 \ 事業所名					全社合計
合計					

(3)-1 転炉スラグの利用状況等

単位：トン

項目 \ 事業所名					全社合計
前年度繰越量(a)					
発生量(b)					
販売量(c)					
自社内利用量(d)					
埋立処分量					
利用率 *					
過欠補正分(e)					
次年度繰越量(f)					

*利用率 = (c) + (d) / (a) + (b) + (e) - (f)

(3)-2 転炉スラグの用途別販売量

単位：トン

用途 \ 事業所名					全社合計
合計					

(4)-1 電気炉スラグの利用状況等

単位：トン

項目 \ 事業所名					全社合計
前年度繰越量(a)					
発生量(b)					
販売量(c)					
自社内利用量(d)					
埋立処分量					
利用率 *					
過欠補正分(e)					
次年度繰越量(f)					

*利用率 = (c) + (d) / (a) + (b) + (e) - (f)

(4)-2 電気炉スラグの用途別販売量

単位：トン

用途 \ 事業所名					全社合計
合計					

鉄鋼スラグの利用状況等 ((1)~(4)合計)

単位：トン

項目 \ 事業所名					全社合計
前年度繰越量(a)					
発生量(b)					
販売量(c)					
自社内利用量(d)					
埋立処分量					
利用率*					
過欠補正分(e)					
次年度繰越量(f)					

*利用率 = (c) + (d) / (a) + (b) + (e) - (f)

鉄鋼スラグの用途別販売量 ((1)~(4)合計)

単位：トン

用途 \ 事業所名					全社合計
合計					

○その他の販売に関する事項

3. 鉄鋼スラグの利用の促進に必要な設備の整備に関する事項

(1)設備の新增設又は廃棄の実績

事業所名	設備名	新設・増設・更新・廃棄の別及びその年月日

(2)現有設備一覧(平成 年 月 日現在)

単位:台、(能力t/時)

設備名 \ 事業所名					全社
吹製設備	()	()	()	()	()
破砕設備 *	()	()	()	()	()
ふるい分け機					
磁気選別機 *	()	()	()	()	()

*破砕設備、磁気選別機の能力は入口能力を記載

4. 鉄鋼スラグの利用の促進に必要な技術の向上に関する事項

本年度実施した技術開発

○名称

○進捗状況

○成果の概要

○その他

5. 前各号に掲げるものの他鉄鋼スラグの利用の促進に関する事項

様式1 (製鋼・製鋼圧延業用)

鉄鋼スラグ利用促進計画書

平成 年 月 日作成 対象期間 年度(年 月~ 年 月)
 会社名 _____
 代表者名 _____ 作成者所属及び氏名 _____ 電話 _____

1. 鉄鋼スラグ(電気炉スラグ)の発生予定数量

単位:トン

事業所名					全社合計
発生予定数量					

○計画の前提となる事項

単位:トン

事業所名					全社合計
粗鋼生産計画 (原単位Kg/t)	()	()	()	()	()

2. 鉄鋼スラグの販売予定数量その他の販売に関する事項

(1)電気炉スラグの販売予定数量

単位:トン

項目 \ 事業所名					全社合計
前年度繰越量					
販売予定量 ①					
自社内利用量②					
①+②					
埋立処分量					
次年度繰越量					

(2)その他の販売に関する事項

3. 鉄鋼スラグの利用の促進のために必要な設備の整備に関する事項

設備の新増設又は廃棄計画

事業所名	設備名	用途	新設又は廃棄の別	予定年月

4. 鉄鋼スラグの利用の促進に必要な技術の向上に関する事項

本年度の技術開発テーマ

○名称

○技術の内容及び期待される効果

○開発期間

○実施主体（事業所名等）及び提携先の名称等

5. 前各号に掲げるもののほか、鉄鋼スラグの利用の促進に関する事項

様式第2 (製鋼・製鋼圧延業用)

鉄鋼スラグ利用促進計画の実施状況

会社名 _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日作成 対象期間 ____ 年度 (____ 年 ____ 月 ~ ____ 年 ____ 月)

代表者名 _____ 作成者所属及び氏名 _____ 電話 _____

1. 鉄鋼スラグ(電気炉スラグ)の発生量 単位: トン

事業所名					全社合計
発生量					

2. 鉄鋼スラグの販売量その他の販売に関する事項

電気炉スラグの利用状況等 単位: トン

項目 \ 事業所名					全社合計
前年度繰越量(a)					
発生量(b)					
販売量(c)					
自社内利用量(d)					
埋立処分量					
利用率 *					
過欠補正分(e)					
次年度繰越量(f)					

*利用率 = (c) + (d) / (a) + (b) + (e) - (f)

電気炉スラグの用途別販売量 単位: トン

用途 \ 事業所名					全社合計

○その他の販売に関する事項

3. 鉄鋼スラグの利用の促進に必要な設備の整備に関する事項

(1) 設備の新增設又は廃棄の実績

事業所名	設備名	新設・増設・更新・廃棄の別及びその年月日

(2)現有設備一覧(平成 年 月 日現在)

単位:台、(能力t/時)

設備名 \ 事業所名					全一社合計
破碎設備 *	()	()	()	()	()
ふるい分け機					
磁気選別機 *	()	()	()	()	()

*破碎設備、磁気選別機の能力は入口能力を記載

4. 鉄鋼スラグの利用の促進に必要な

本年度実施した技術開発

○名称

○進捗状況

○成果の概要

○その他

5. 前各号に掲げるもののほか、鉄鋼スラグの利用の促進に関する事項